

あなたの住民税、三鷹市の財政...どう変わるの？



税源移譲

6月から税源移譲に伴う国の税制改正で住民税が変わり、今まで所得に応じて3段階に設定されていた住民税の税率が、一律10%となりました。また、平成11年から行われていた定率減税が廃止されたため、多くの方の住民税が増額となります。

税源移譲については、すでに「広報みたか」でも何度かお知らせしていますが、再度その概略をご紹介します。

⇒財政課 ☎内線2122・市民税課 ☎内線2349

Q.税源移譲の基本的な考え方を教えてください。

A. 税源移譲は地方分権推進の一環として行われるもので、国税である所得税と地方税である住民税の配分を見直し、地方の税収入を充実させる一方、国から地方へ交付される負担金や補助金を削減しようというものです。負担金や補助金の交付に伴う国の制約がなくなり、税収入が充実すれば、地方自治体は自主的・自立的に住民のニーズに応じた行政サービスを行えるようになります。

Q.税率が一律10%になると言われても、今ひとつピンとこないのですが...

A. 住民税は、定額を納付していただく均等割と、所得に応じて納付していただく所得割を合算して税額が決まります。均等割は一律4,000円ですが、所得割は、みなさんの前年の所得から一定の控除を行った金額(これを課税所得金額といいます)に税率を乗じて算定します。今までは所得に応じ、5%、10%、13%の税率が設定されていましたが、今後は、課税所得金額に一律10%の税率を乗じて住民税所得割額を算定することとなります。

Q.税率10%の内訳はどうなっていますか？

A. 税率10%のうち、6%相当分が市民税、4%相当分が都民税です。税源移譲前の3段階税率の時に、それぞれの税率ごとに市民税と都民税の割合が決まっています。なお、均等割は、3,000円が市民税、1,000円が都民税です。

Q.税源移譲の結果、三鷹市が収納する市税の総額は大幅にアップするんですね。

A. 三鷹市の場合、税源移譲前の段階で、みなさんに納

付していただく税金全体を平均すると、すでに税率を一律6%として課税した場合とほぼ同じ金額の税収入が見込まれていました。これは、高い税率が適用される方が多かったためです。そのため、税源移譲が行われても、三鷹市全体の市税収入の増額はわずかなものとなります。

ちなみに、全国的には、税率を一律6%とすることで、大幅な市税収入の増が見込まれる市町村が大多数を占めます。

Q.そうすると、三鷹市の財政にとって、税源移譲は大きなメリットはないんですね。

A. 今回の税源移譲だけをとれば、三鷹市の財政にとってのメリットは大きいとは言えません。しかも、税源移譲の一方で、それを上回る国の負担金や補助金の削減があるため、市の財政運営に相当な影響が生じるのではないかと考えています。

Q.では、どうして三鷹市は税源移譲に反対しないのですか？

A. 三鷹市としては、みなさんの生活に密着したサービスは市町村が責任をもって行うという地方分権を、積極的に推進すべきものと考えています。また、そのためには地方が自主的に使い道を決定できる財源の充実が必要ですから、税源移譲そのものにも反対ではありません。ただ、全国一律に行われる制度改正によって大きな影響を受ける三鷹市のような自治体に対して、きちんとした財源の補てんなどを行うよう国や東京都に要望を続けています。

また、今後も効率的・効果的な行政運営に努め、財政の健全性の維持と、行政サービスの質の向上を図りながら、みなさんが安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

今月は市民税・都民税第1期分の納期(7月2日)です。納期内納付にご協力ください。今年度からコンビニエンスストアでもお支払いいただけます。市税を未納のままにしておくと、延滞金が増額されます。災害など特別な事情で納付が困難な場合には、納税課(市役所2階5番窓口) ☎内線2431へ相談ください。納税には安心・便利な口座振替をご利用ください。申し込みは金融機関または郵便局へ。

家屋調査にご協力を 平成20年度固定資産税・都市計画税の課税のため、家屋の現況調査を行っています。平成19年1月2日以降に新築、増改築された家屋について、事前に連絡のうえ、市職員が伺い、室内の間取りの確認などをさせていただきます。なお、取り壊した家屋があるときは、法務局(登記所)への届け出とともに、資産税課 ☎内線2365へご連絡ください。

障害基礎年金受給権者の現況届などをお忘れなく 20歳前の障害により障害基礎年金を受けている方、障害福祉年金から障害基礎年金に切り替わった方に、7月上旬に現況届などが社会保険事務所から送付されます。必要事項を記入し(診断書が付いている場合は医師の診断を受けて)、7月31日(火)までに「〒181-8555 三鷹市役所市民課国民年金担当」へ提出してください。平成19年1月2日以降に転入した方は、前住民登録地

平成18年度課税(所得)証明書を添付してください。 地球温暖化防止キャンペーン「フラスコアクション2007」 ライトアップの消灯にご協力を CO削減ライトダウンキャンペーンの二環として全国的に看板などのライトアップを「フラスコアクション」を実施します。温暖化防止対策の一つとして

みなさんにご協力をお願いします。 実施日時 6月24日(日)午後8時~10時 環境対策課 ☎内線2523 環境対策課 ☎内線2522 3 環境対策課 ☎内線2522

計量器はかりの定期検査に伺います 対象は商店での取引や学校・病院での証明に使用する計量器(はかり)を使用の方 6月18日(月)~7月6日(金) (予定)に、東京都計量検定所調査員が直接訪問して検査を

三鷹市公共施設アスベスト使用実態調査のプロポーザルを実施します アスベストの含有率が0.1%を超える公共施設の有無を確認するための調査(約300カ所)を実施するため、事業者からの業務内容提案を募集します。 資料配布 6月19日(火)までの午前9時~午後5時 環境対策課(市役所5階5番窓口)で、参加希望事業者は必ずお越しください。 提案書の締切 6月28日(木) プロポーザル 7月4日(水) 応募多数の場合は事前に一次審査を実施。 環境対策課 ☎内線2522

営利活動団体の構成員(市内に所在する非営利活動団体)2人、事業者(市内に所在する事業所)2人 任期 平成21年3月31日まで、全体会議を年4~6回程度開催予定。 7月6日(金) (必着)まで、「今まで行った活動とこれから行いたい環境活動」(400字以内)に住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入し(は名称、代表者氏名、活動・事業内容などのわかるものを添付)、「〒181-8555 三鷹市役所環境対策課」 ☎FAX 52611・E-mail city.mitaka.tokyo.jpへ申し込む(申込多数の場合は抽選)。 同課 ☎内線2523

夏休みに漁業・林業体験 星空観測、生物観察はいかがですか? みどり体験交流事業、東京都村会、特別区長会、東京都町村会主催、子どもたちに自然の大切さなどについて考えてもらつたため、みどり体験交流事業を実施します。 往復はがきの往信欄に郵便番号・住所・電話番号・参加希望者氏名・学年・性別・保護者氏名・代表者氏名(グループで参加の場合のみ)・体験事業名を記入し、各体験事業の募集締切日(必着)までに「〒170-8691 豊島郵便局私書箱57号」みどり体験交流(体験事業名)係へ申し込む。 対象学年、定員、参加費などは各回で異なります。くわしくはみどり体験交流事業事務局 ☎03-5949-1356 http://www.tokyo-atv.gr.jp/choson/jiyou/ejp/project.htmlより確認を。

JR中央線運休のお知らせ

JR中央線の高架化工事に伴い、三鷹駅~国分寺駅間が大幅に運休となります。

日時 6月30日(土)午後4時30分ごろ~7月1日(日)午前6時20分ごろ

区間 三鷹駅~国分寺駅

代行輸送 工事区間では、時間帯によって運休や大幅な本数削減が実施されるため、バスによる代行輸送を行います。くわしくは、駅や車内のポスター、お知らせのリーフレットなどをご覧ください。

⇒東京都鉄道関連事業課 ☎03-5320-5333

JR東日本電話案内専用窓口(列車の運休について) ☎050-2016-1620(6月23日~7月1日)

JR東日本東京工事事務所(工事について) ☎03-3379-4384

体験事業名	実施日	募集締切日
海の体験神津島村	7月27日(金)~30日(月)	7月5日(木)
里の体験日野市	7月28日(土)~29日(日)	7月8日(日)
山の体験檜原村	7月31日(火)~8月1日(水)	7月10日(火)
海の体験大島町	8月1日(水)~4日(土)	7月10日(火)
海の体験新島村	8月6日(月)~9日(木)	7月16日(月)
山の体験檜原村	8月16日(木)~17日(金)	7月25日(水)
海の体験八丈町	8月22日(水)~25日(土)	7月31日(火)

業の募集締切日(必着)までに「〒170-8691 豊島郵便局私書箱57号」みどり体験交流(体験事業名)係へ申し込む。 対象学年、定員、参加費などは各回で異なります。くわしくはみどり体験交流事業事務局 ☎03-5949-1356 http://www.tokyo-atv.gr.jp/choson/jiyou/ejp/project.htmlより確認を。